

令和元年度 事務事業評価一覧表

総合政策部

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	笛吹高等学校連携事業推進交付金	企画課	企画総務事務	継続/維持	継続/改善	継続/改善	1 ～ 3
2	国際交流事業補助金		国際交流事業	廃止	廃止	廃止	4 ～ 6
3	八千蔵地域設備整備費補助金		八千蔵地域等整備事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	7 ～ 9
4	地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金		地域おこし協力隊・企業人事業	休止	休止	休止	10 ～ 12

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	2	1	1
継続/改善	0	1	1
継続/縮小	0	0	0
統合	0	0	0
休止	1	1	1
廃止	1	1	1
計	4	4	4

評価調書

所属名	総合政策部企画課企画調整担当
事務事業名	企画総務事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹高校連携事業推進交付金	(2)開始年度	平成29年度から
(3)補助金等の交付の目的	豊かで活力ある地域社会の形成と地域の振興に向けて、市と笛吹高校が協力し、包括的かつ持続的な連携のもと、魅力あるまちづくりの推進に取り組むとともに、ふるさとを愛し、未来を担う人材の育成に寄与することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹高校連携事業推進交付金交付要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	前年度の予算や連携事業実績を元に積算している。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	山梨県立笛吹高校					※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・地域産業の担い手となる人材の育成を行う。 ・地域の特産品等を活用した商品開発を行う。 ・生徒及び教職員による地域研究や実習等の受け入れに関するを行う。 ・市と高校が有する知的・人的資源の交流及び物的資源の相互活用を行う。						
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	1,000 千円	交付決定額	1,000 千円	交付額	971 千円	
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金	971	繰越金		0			
その他の補助金・助成金	129	その他		0			
事業収入	183	合計		2,083			
自己資金(会費等)	800	市の補助金・交付金の割合		46.62%			

補助金等の名称	笛吹高校連携事業推進交付金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	---------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹高校連携事業推進交付金交付要綱にのっとり審査 申請書→内容審査→交付決定 包括連携推進会議による事業計画のヒアリングを行う。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹高校連携事業推進交付金交付要綱にのっとり審査 実績報告書→内容審査→額の確定 包括連携推進会議による事業実績のヒアリングを行う。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	地域産業の振興や人材育成に有効となる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	笛吹高校の活動を通じた魅力あるまちづくりの推進が制限される。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	豊かで活力ある地域社会の形成と地域振興に向けて、市と高校が協力し、魅力あるまちづくりの推進に取り組むと同時にふるさとを愛し、未来を担う人材の育成に努めることを目的に、事業を行う。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	地域の特産品等を活用した商品開発の研究や、未来を担う人材の育成活動が行えている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	他に類似する補助金等はなし

補助金等の名称	笛吹高校連携事業推進交付金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	---------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	市内唯一の高校である笛吹高校において、笛吹市を知り、笛吹市のためになる事業に取り組むことは、若年層の人口流出に歯止めをかける一つの方策として有効であると考ええる。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	交付要綱に補助金の額について定めがないことから、事業に要する経費（補助対象経費）、補助金額を具体的に定める必要がある。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	総合政策部企画課企画調整担当
事務事業名	国際交流事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	国際交流事業補助金	(2)開始年度	平成17年度
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市との友好都市であるバート・メルゲントハイム市(ドイツ)、肥城市(中国)及びニューイ・サンジョルジュ市(フランス)との国際交流を図るとともに、国際化への積極的な対応を推進することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	委員も市職員で構成。事業内容が友好都市との来訪・訪問事業であり、市の事業を補完する組織であるため、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則第3条第1項に基づき支出。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	友好都市との交流において、来訪や訪問等の計画がある場合に、予定滞在日数や使節団の来訪予定人数に応じ、想定される歓迎レセプションや交流事業等を基に積算。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市国際交流委員会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	友好都市(バート・メルゲントハイム市等)からの使節団の来訪時に、様々な交流事業や歓迎レセプション等を行ったり、訪問時においては現地で様々な友好交流活動を行う。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	1,100 千円	交付決定額	1,100 千円	交付額	697 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)					
市の補助金・交付金	1,100	繰越金				
その他の補助金・助成金	0	その他				
事業収入	0	合計				1,255
自己資金(会費等)	155	市の補助金・交付金の割合				87.65%

補助金等の名称	国際交流事業補助金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	-----------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則にのっとり審査 申請書→内容審査→交付決定	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則にのっとり審査 実績報告書→内容審査→額の確定	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市の友好都市との交流事業であるため、市(国際交流委員会)が主体となり実施していく必要がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	友好都市との交流事業が円滑に実施できない。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	国際友好都市3市(ドイツ: パート・メルゲントハイム市、中国: 肥城市、フランス: ニュイ・サンジョルジュ市)との友好交流を円滑に行うことを目的に、使節団の来訪・訪問などの交流事業を行う。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	×	国際交流委員会が主体となり、友好都市使節団をお迎えし、様々な交流事業を実施しているが、それが一般の市民にとってどのような価値があるのか疑問である。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	他に類似する補助金等はなし

補助金等の名称	国際交流事業補助金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	-----------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

行政交流が所期の目的を達成しているとは言い難く、このまま継続する必要性は感じない。先方に失礼とならないような形で廃止する方向で検討する。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

第1次評価のとおり

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	総合政策部企画課企画調整担当
事務事業名	八千蔵地域等整備事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	八千蔵地域設備整備費補助金	(2)開始年度	平成29年度
(3)補助金等の交付の目的	八千蔵地域のごみ処理施設建設設計画変更に伴う公共施設事業中止に係る農業振興を軸とした基盤整備の要望に対して、八千蔵地内における環境整備を目的としている。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	八千蔵地域設備整備費補助金交付要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	八千蔵区が徴した見積り等による。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	八千蔵区					※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	行政区						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	八千蔵地域要望事業の実施。						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	3,240 千円	交付決定額	3,240 千円	交付額	3,240 千円	
※対象が複数ある場合は別紙							
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙						
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)							
市の補助金・交付金	3,240	繰越金				0	
その他の補助金・助成金	0	その他				0	
事業収入	0	合計				3,240	
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合				100.00%	

補助金等の名称	八千蔵地域設備整備費補助金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	---------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	八千蔵地域等整備事業費補助金交付要綱にのっとり審査 申請書→内容審査→交付決定	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	八千蔵地域等整備事業費補助金交付要綱にのっとり審査 実績報告書→内容審査→額の確定	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	甲府市、山梨市、甲州市、笛吹市4市の協定により実施するもの。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	八千蔵地域要望事業を実施できない。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	八千蔵区に御坂町八千蔵地域振興協議会を設置し、市との協議も行っている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	要望事業を迅速に実施することにより、八千蔵区から十分な信頼を得られている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	八千蔵地域設備整備費補助金	所属名	総合政策部企画課企画調整担当
---------	---------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	八千蔵地域要望事業は、八千蔵区等からの要望を4市で協議し合意した内容を回答したものである。これまでの経緯に鑑み、事業の円滑な実施に努める必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	第1次評価のとおり
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第5次計画

総合評価			
●	継続		拡充
		●	維持
			改善
			縮小
	統合		
	休止		
	廃止		

評価の根拠

上記のとおり

評価調書

所属名	総合政策部企画課移住定住担当
事務事業名	地域おこし協力隊・企業人事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金	(2)開始年度	平成30年度
(3)補助金等の交付の目的	地域おこし協力隊の本市への定住促進及び地域の活力向上を図るため、市内で起業に要する経費に対し、補助金を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	起業に要する以下の経費であり、上限100万円とする。ただしクラウドファンディングによる寄附がある場合は、加算する。 ①設備費、備品費及び土地・建物賃借料 ②法人登記 ③知的財産登録に要する経費 ④マーケティング費用 ⑤技術指導 ⑥その他市長が認める経費		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限している

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	地域おこし協力隊 2人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市地域おこし協力隊の任期終了後に向けての起業準備等					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	2,703 千円	交付決定額	2,703 千円	交付額	2,703 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金	所属名	総合政策部企画課移住定住担当
---------	------------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金交付要綱にのっとり審査 申請書→内容審査→交付決定	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金交付要綱にのっとり審査 実績報告書→内容審査→額の確定	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	笛吹市の地場産を利用し、新たな特産品を開発製造することで、地域経済の活性化や、原料栽培による耕作放棄地解消に繋がる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	起業が困難となる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市の特産品であるぶどうを利用し、まったく新しい特産品作りを通じて、市の地域活性と将来的には農業後継者不足の解消を大きな目標に掲げている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	H30年度が初年度であり、安定した量産体制づくりを進めている。いろいろなメディアから取り上げられ、販路も拡大している。食材配達のラインナップや、全国ネットでの番組にも取り上げられた。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市地域おこし協力隊等起業支援事業費補助金	所属名	総合政策部企画課移住定住担当
---------	------------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	地域おこし協力隊が多額の経費に見合った成果をあげたのか十分に検証し、今後、実施する場合には、笛吹市としてどのような人材にどのような活動をしてもらいたいのか、しっかりした地域おこし協力隊像を描く必要がある。	
	継続				拡充
					維持
					改善
					縮小
	統合				
●	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	第1次評価のとおり	
	継続				拡充
					維持
					改善
					縮小
	統合				
●	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
	継続		拡充		
			維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
●	休止				
	廃止				